

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 21 件 |
| 国民年金関係                        | 3 件  |
| 厚生年金関係                        | 18 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 17 件 |
| 国民年金関係                        | 5 件  |
| 厚生年金関係                        | 12 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は国民年金に未納は無いと思っていたが、昭和54年頃、A町役場（現在は、B市役所C支所）から未納の期間があるとの連絡をもらい、びっくりした。相談した夫からも勧められ、私は同役場から納付書をもらい、国民年金保険料を一括して5万円から6万円ぐらいを郵便局で納付した。同年11月26日に特例納付したと思う。特例納付した時点で、もう未納期間はないと思っていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年頃、A町役場から未納の期間があるとの連絡をもらったので、同役場から納付書をもらい、国民年金保険料を一括して、5万円から6万円ぐらいを郵便局で納付したと申述しているところ、申立人が一括納付したとする時期は第3回特例納付実施期間内であり、申立期間は強制加入被保険者期間であることから、特例納付により保険料納付が可能であった。

また、申立人が納付したとする保険料額5万円から6万円は、申立期間並びに第3回特例納付による納付が確認できる昭和37年2月及び同年3月分を含めて納付した場合の保険料総額5万6,000円とおおむね一致している上、申立人の夫は、当時自営業の経営は順調だったとしており、申立人も、当時自由に使えるお金が十分あったとしている。

さらに、A町の広報誌「広報D」から、第3回特例納付実施期間中、A町は、同広報に国民年金保険料の特例納付に関する特集記事を複数回掲載

し、国民年金の加入者宛てに納付記録を配布していたことが確認できる上、E年金事務所は、「当時、市町村の窓口の特例納付及び過年度分の保険料が納付できる納付書が備えてあった。」と回答しているほか、申立人は申立期間を除き保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったと考えられることから、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで  
② 平成 10 年 7 月  
③ 平成 11 年 1 月から 12 年 3 月まで

申立期間①は、夫が昭和 62 年 11 月に亡くなったために、それまで夫が役場に行って納付していた国民年金保険料を私が役場に行って納付し続けた記憶があるが未納となっている。

申立期間②は、平成 10 年 3 月に A 県 B 市の会社を退職した後に、国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶がある。

申立期間③は、C 県にある D 銀行に行き、1 回に 3 万円から 4 万円くらいを 3 回から 4 回納付した記憶があるが、平成 11 年 1 月及び同年 2 月が未納並びに同年 3 月から 12 年 3 月までの期間が免除となっている。

申立期間①、②及び③の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「夫が昭和 62 年 11 月に亡くなったために、それまで夫が役場に行って納付していた国民年金保険料を私が役場に行って納付し続けた記憶がある。」と申述しているところ、オンライン記録によると、申立人の夫が亡くなった後の申立期間①前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できることなど、申立人の申述に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間①は、8 か月と短期間である上、当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 申立人は、申立期間②について、「会社を退職した後に、国民年金の再加入手続きを行い、保険料を遡ってまとめて納付した記憶がある。」と申述しており、申立期間③について、「C県にあるD銀行に行き、1回に3万円から4万円くらいを3回から4回納付した記憶がある。」と申述している。

しかしながら、申立期間②及び③は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された以降の期間であり、申立期間②及び③において、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる。

また、申立期間③のうち平成11年3月から12年3月までの期間については、申立人のオンライン記録及びE町の国民年金被保険者台帳では、いずれにおいても免除期間となっており、申立人の年金記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から同年 8 月まで

昭和 42 年 12 月に会社を退職し、一旦実家に戻り失業保険を受けながら就職先を探していたが、その間、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は兄及び兄嫁の分と一緒に納付していた。

昭和 42 年 12 月から 43 年 9 月までの国民年金加入期間のうち、42 年 12 月から 43 年 3 月までは保険料が納付済みとなっているが、同年 4 月から同年 8 月までが未納で直後の同年 9 月が納付済みと中抜けになっている。

母と一緒に保険料を納付していた兄と兄嫁は申立期間も納付済みとなっているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は兄及び兄嫁の分と一緒に納付していた。」と申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 43 年 7 月頃に払い出されたと推認され、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間直前の 42 年 12 月から 43 年 3 月までの保険料が同年 7 月 13 日に過年度納付されていることから、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、申立期間直後の同年 9 月の保険料は納付済みであり、申立人の母親が申立期間の保険料について、申立人の兄及び兄嫁の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、被保険者期間の保険料を全て納付しており、申立人の兄及び兄嫁も被保険者期間の保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったと考えられる上、申立人の母親が5か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8449

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年8月1日まで

私はA社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務及び勤務地に関する詳細な供述並びに申立人と共に転勤したことが認められる同僚の雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等はないが、オンライン記録により、当該同僚のA社及び同社が商号変更したD社における転勤の全てが1日付けで被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人のA社B工場に係る資格喪失日を昭和39年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和39年6月の記録から、



1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、D社は平成14年に解散している上、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8450

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和63年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年11月30日から同年12月1日まで  
昭和63年1月にA社に入社し、平成3年に退職するまで継続して勤務していた。ところが、申立期間の厚生年金保険の記録が1か月抜けている。間違いなく継続して勤務していたので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、申立人の雇用保険に係る「被保険者台帳全記録照会」の記録（昭和63年12月1日の転勤処理の記載）及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和63年12月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和63年10月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、当時の事業主からは回答が得られないが、事業主が資格喪失日を昭和63年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険

事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8452

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の A 事業所における申立期間に係る標準賞与額を 52 万 9,000 円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 8 月 31 日

平成 23 年 8 月 31 日に支給された賞与について、事業主から厚生年金基金には賞与支払届の提出を行ったが、年金事務所には提出していなかったと説明を受けた。申立期間に支給された賞与を、標準賞与の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る夏期賞与支給明細書及び申立人の平成 23 年度分賃金台帳により、申立人は、当該期間において、A 事業所から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、平成 23 年 8 月 22 日から 24 年 4 月 30 日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上記免除に係る申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われなかったとしても、当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書における賞与額から、52 万 9,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月29日から同年3月1日まで  
② 昭和46年4月16日から同年5月1日まで

私は、昭和41年3月にA社に入社し、46年12月に同社を退社するまでグループ会社への異動はあったが継続して勤務していた。43年3月からはB社に異動となり、46年春にA社に異動となった記憶があるが、この間に退職したことはない。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、申立人と同期入社と同僚の供述及び申立事業所の親会社であるC社の回答等から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、雇用保険の被保険者記録及び上述の同期入社と同僚の供述から判断すると、昭和 43 年 3 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 43 年 1 月の事業所別被保険者名簿の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①当時の資料が無いことから不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 2 月 29 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が加入していた D 厚生年金基金の「中脱記録照会（回答）」、B 社から A 社に申立人と一緒に異動したとする複数の同僚の供述及び申立人から提出された家計簿の記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B 社から A 社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上述の申立人と一緒に異動したとする同僚の人事記録等から昭和 46 年 5 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 社における昭和 46 年 3 月の事業所別被保険者保険者名簿の記録から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月11日から同年9月11日まで

申立期間は、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の被保険者記録、雇用保険の加入記録、同僚から提出を受けた給料支給明細書、事業主の回答及び事業主から提出された従業員カードから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年8月11日に同社C事務所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出を受けた申立人に係るA社C事務所の「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失年月日欄に「昭和46年8月11日」と記載が確認できるところ、同社B工場の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得の年月日欄に「昭和46年9月11日」と記載されていることが確認できることから、事

業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8460

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を33万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

A社に勤務していた申立期間に係る賞与の記録が無いが、賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与振込口座の預金通帳及びB市から提出された税務関係の参考資料により、申立人が申立期間において賞与の支給を受け、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の預金通帳により推認できる厚生年金保険料控除額から、33万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和46年2月6日から48年6月21日までの期間について、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年6月21日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和46年2月から同年8月までは3万3,000円、同年9月から47年8月までは4万5,000円、同年9月から48年5月までは5万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月6日から48年7月1日まで

A社B工場に、昭和48年6月末日まで勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。事業所を46年頃に退職した同姓同名の同僚の記録と入れ替わっていると思うので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年2月6日から48年6月21日までの期間については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）には、資格取得日が45年4月1日、資格喪失日が46年2月6日と記録されているが、雇用保険の記録では、48年6月20日に離職とされており、複数の同僚の供述及び申立人から提出された失業保険金受給資格者証から、申立人は当該期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社B工場に係る被保険者原票から、申立人の旧姓と同姓同名（生年は同じ、誕生日違い）のC氏が、申立人と同日の昭和45年4月1日に被保険者資格を取得し、48年6月21日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、当該同僚は、46年4月16日にほかの事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、両事業所での重複加

入となっていることが確認できる。

また、当該同僚のA社B工場での雇用保険の離職日は、昭和46年2月5日と記録されており、申立人の同社での資格喪失日と合致する上、当該同僚も「A社B工場を退職し、同年4月頃にほかの事業所に就職した。」としており、同僚の供述は、雇用保険の記録と整合性がとれている。

これらのことを総合的に判断すると、申立人の被保険者原票及びオンライン記録と同姓同名のC氏の記録とが入れ替わっていることが認められ、申立人は、昭和48年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するまで引き続きA社B工場に勤務し、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間に係る資格喪失日の記録を、同日に訂正することが必要である。

なお、厚生年金保険料は社会保険事務所（当時）から当該事業所の被保険者全員分が合算して事業主に請求されることから、事業主は社会保険事務所に対して、申立期間中に在籍していた申立人に係る厚生年金保険料を納付していたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和46年2月から同年8月までは3万3,000円、同年9月から47年8月までは4万5,000円、同年9月から48年5月までは5万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和48年6月21日から同年7月1日までの期間については、申立人の雇用保険の離職日が同年6月20日と確認できる上、申立人を記憶している同僚からは、申立人の退職日についての詳細な供述を得ることができないことから、勤務状況の確認ができない。

また、A社は既に解散しており、親会社であるD社も申立人の勤務期間及び給与からの厚生年金保険料控除について不明としており、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和48年6月21日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

A社において、平成 15 年 7 月 4 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主からの回答及び事業主がB健康保険組合に提出した健康保険被保険者賞与支払届により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、自身の所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述の健康保険被保険者賞与支払届により、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8465

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は17万4,000円、申立期間③は17万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間②及び③に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日  
② 平成18年8月11日  
③ 平成18年12月28日  
④ 平成19年8月10日  
⑤ 平成19年12月28日

平成16年から22年頃までA社に勤務し、申立期間①から⑤までについて賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、B区から提出された申立人に係る平成18年分の給与支払報告書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した同年の各月の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

また、申立人と同日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚が所持する賞与明細書により、当該同僚については、申立期間②及び③において同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③においてA社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、上記給与支払報告書に記載された社会保険料控除額により推認できる賞与額から、申立期間②は17万4,000円、申立期間③は17万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 A社の事業主は、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除等について不明としている上、同僚からも申立人の申立内容について供述を得ることができない。

また、申立期間①について、B区では、申立期間①当時の住民税の関係資料（給与支払報告書等）は無いとしており、申立人の当該期間に係る賞与の社会保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間④及び⑤について、B区から提出された申立人に係る平成19年分の給与支払報告書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した同年の各月の社会保険料の合計額とおおむね一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、④及び⑤において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8466

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月20日から同年7月1日まで  
昭和38年9月にA社に入社し、同社の関連会社であるB社（現在は、A社）に出向したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する辞令には、昭和42年6月1日付けで申立人のA社からB社への出向命令が記載されており、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社から提出された人事記録により、申立人は申立期間において同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年7月1日であるが、A社は、B社が適用事業所となるまでは、A社において厚生年金保険料を控除していたので、同社で厚生年金保険に継続して加入させるべきであった旨供述していることから、B社が適用事業所となるまでは、A社において被保険者資格を有していたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における



事業所別被保険者名簿の昭和 42 年 5 月の記録から、2 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って昭和 42 年 6 月 20 日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、35万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 24 日

年金記録によると、A社における平成15年12月の賞与の記録が無いが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役は、申立人の申立期間に係る賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたと回答している上、B信用金庫C支店から提出された申立人に係る預金取引明細表の入金記録により、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたはずであると供述している上、上記の同僚のうち一人から提出された申立期間に係る支給明細書により、当該同僚については、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記預金取引明細表に記載の振込額により推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、35万円とすることが必要である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行に

については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、平成3年2月から同年9月までを30万円に、同年10月から4年7月までを32万円に、同年8月から5年8月までを44万円に、同年9月から6年6月までを53万円（上限額）に、9年11月から10年9月までを50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から6年7月30日まで  
② 平成9年11月1日から10年10月1日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間及びB社に勤務していた期間のうち平成9年11月1日から10年10月1日までの期間における標準報酬月額が著しく低下していたが、当時の給与額に変動は無かったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年9月までは30万円、同年10月から4年7月までは32万円、同年8月から5年8月までは44万円、同年9月から6年6月までは53万円（上限額）と記録されていたところ、5年4月7日付けで、3年2月から5年8月までを9万8,000円に、また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年7月30日以降の同年8月8日付けで、5年9月から6年6月までを8万円に遡って訂正されていることが確認でき、同様に、多数の同僚についても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、A社が平成4年9月19日まで加入していたC厚生年金基金の記録は、当初のオンライン記録と一致している。

さらに、元事業主は、減額訂正の届出等については不明としながらも、「倒産（平成6年7月末）前から保険料の滞納があり、社会保険事務所から処理は任せてくれと言われたとの報告を経理担当者から受けていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日及び6年8月8日に行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年2月から同年9月までを30万円に、同年10月から4年7月までを32万円に、同年8月から5年8月までを44万円に、同年9月から6年6月までを53万円（上限額）に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当初、平成9年11月から10年9月までは50万円と記録されていたところ、同年9月29日付けで、9年11月から10年9月までを24万円に遡って訂正されており、同様に、複数の同僚についても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、元事業主は、「減額訂正の届出等については分からないが、経営はかなり苦しかった。社会保険料の滞納はあった。」と供述している。

さらに、日本年金機構から提出された滞納処分票により、B社に社会保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立人は、法人商業登記簿謄本から役員であったことが確認できるが、元事業主は、「申立人は、D担当で社会保険手続等には携わっていなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年9月29日に行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年11月から10年9月までを50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び③は3万円、申立期間④は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日  
② 平成 15 年 12 月 19 日  
③ 平成 17 年 8 月 12 日  
④ 平成 17 年 12 月 16 日

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び④について、A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①及び③は3万円、申立期間④は2万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A社から提出された申立人に係る平成15年の賃金台帳により同年12月19日の賞与の支給は確認できるものの、厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立人から提出された「普通預金（兼お借入明細）」により、A社から平成15年12月19日に振り込まれた金額は、同年の賃金台帳の差引支給額及び賞与明細書の差引支給額と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 62 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 11 日  
年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、申立期間に1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年9月から15年6月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年7月16日から同年8月17日まで  
② 平成13年8月17日から20年2月26日まで

申立期間①について、平成13年分給与所得の源泉徴収票により、A事業所B氏（以下「A事業所」という。）に就職したのは同年7月16日であることが確認できるが、厚生年金保険の資格取得日は同年8月17日と記録されている。申立期間②については、給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料の控除額が、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録と一致しない。両申立期間について、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成13年9月1日から15年7月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、

15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成13年8月17日から同年9月1日までの期間及び15年7月1日から20年2月26日までの期間の標準報酬月額については、当該給与支給明細書から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の平成13年9月1日から15年7月1日までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間当時に事業所が加入していたC厚生年金基金から提出された加入員台帳に係る標準給与額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることから、同厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人が提出した平成13年給与所得の源泉徴収票により、申立人は同年7月16日からA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、元事業主は「事業所は既に閉鎖し、当時の関連資料は処分したため、申立期間について確認することができない。」と供述している上、申立人が提出した当該事業所に係る給与支給明細書からは、申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そのほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで  
年金記録を確認したところ、A社からB社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。転籍しただけで仕事の内容は変わらず、同じ場所で勤務していた。厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元役員の証言及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、申立人の厚生年金保険料を控除した旨の供述をしている上、複数の同僚が、A社からB社に転籍した社員は転籍前後の勤務形態等に変わりはなく、申立期間においても厚生年金保険料を控除されていた旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年2月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していたと回答しているが、事業主が資

格喪失日を昭和 51 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8477

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで  
年金記録を確認したところ、A社からB社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。転籍しただけで仕事の内容は変わらず、同じ場所で勤務していた。厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元役員の証言及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、申立人の厚生年金保険料を控除した旨の供述をしている上、複数の同僚が、A社からB社に転籍した社員は転籍前後の勤務形態等に変わりはなく、申立期間においても厚生年金保険料を控除されていた旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年2月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していたと回答しているが、事業主が資

格喪失日を昭和 51 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8478

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで  
年金記録を確認したところ、A社からB社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。転籍しただけで仕事の内容は変わらず、同じ場所で勤務していた。厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元役員の証言及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、申立人の厚生年金保険料を控除した旨の供述をしている上、複数の同僚が、A社からB社に転籍した社員は転籍前後の勤務形態等に変わりはなく、申立期間においても厚生年金保険料を控除されていた旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年2月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していたと回答しているが、事業主が資

格喪失日を昭和 51 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から同年6月まで

私は、平成5年3月に国民年金第3号被保険者でなくなった時、国民年金保険料納付書が送付されてきたので、A市役所B支所又は自宅近くの金融機関で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年3月に国民年金第3号被保険者でなくなった時、国民年金保険料納付書が送付されてきたので、A市役所B支所又は自宅近くの金融機関で納付した記憶がある。」と申述しているが、申立人からは保険料額や納付の頻度などについて、具体的な申述が得られず、納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金第1号被保険者資格取得年月日「平5. 3. 1」及び同資格喪失年月日「平5. 7. 1」は、いずれについても平成8年4月26日に入力処理されていることが確認できることから、申立期間は、当該処理時点までは、昭和61年4月から引き続き第3号被保険者期間として管理されていたと考えられ、申立人が納付書を送付されたと主張する平成5年3月時点では、申立期間に係る納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5419

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 60 年 3 月までの期間、平成 14 年 4 月から 15 年 3 月までの期間及び 17 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月から 60 年 3 月まで  
② 平成 14 年 4 月から 15 年 3 月まで  
③ 平成 17 年 4 月から同年 6 月まで

私は、会社を退職した昭和 54 年 12 月に友人から国民年金の加入手続をするように勧められ、A 町役場で加入手続を行い、その後は、60 歳になるまで未納なく自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「会社を退職した昭和 54 年 12 月に A 町役場で加入手続を行い、その後は、60 歳になるまで未納なく自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付していたはずである。」と申述しているが、申立人からは、国民年金の加入手続及び保険料納付に関し、具体的な申述が得られないため、これらの状況が不明である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 1 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間①のうち 54 年 12 月から 58 年 9 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、58 年 10 月から 60 年 3 月までは、納付できる期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である。

さらに、申立期間②及び③については、平成 14 年 4 月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成 14 年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から56年3月まで

私の国民年金保険料は、20歳から結婚するまでの期間は未納となっていたが、私が新婚旅行中の昭和56年4月頃に、義父が、私の国民年金の手続等をA町役場（現在は、B市役所）で行い、その際に、同役場職員から遡って保険料を納付できると説明されたので、未納となっていた期間の国民年金保険料を一括で納付してくれた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月頃に、申立人の義父が、A町役場で申立人の国民年金の手続等を行った際に、20歳から結婚するまでの未納となっていた期間の国民年金保険料を一括で納付してくれたと申述しているが、その義父は高齢のため事情を聴取することはできず、申立人自身は、保険料納付に直接関与していないため、納付状況が不明である。

また、申立人の義父が、申立人の20歳から結婚するまでの期間の国民年金保険料を一括で納付したとする昭和56年4月頃の時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（群馬）国民年金 事案 5422

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月から52年3月まで  
私が20歳になった昭和49年\*月頃に、父がA村役場（現在は、B市役所C支所）で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。  
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になった昭和49年\*月頃に、申立人の父がA村役場で申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと申述しているが、その父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年4月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は「昭和52年4月1日」、「被保険者の種別」は「任」と記載されている上、A村の国民年金被保険者名簿においても、資格取得日は「52.4.1」、種別は「任」となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、その父が申立期間の保険料を納付することは、制度上できなかつたと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（群馬）国民年金 事案 5423

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年3月まで

私は、20歳の頃はA市の実家に居住していた。国民年金には強制加入なのだから、私が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。昭和44年7月に結婚してB郡C村（現在は、D市）に転居してからは、私が夫婦二人分の保険料を一緒に婦人会の集金やC村役場で納付し、E村に転居した後はE村役場で納付していたと思う。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人自身が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年11月頃に払い出されたと推認され、申立人は、この頃加入手続を行ったと考えられる。また、B郡E村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が国民年金被保険者資格を取得したのは48年4月1日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料を納付することは、制度上でできなかったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 50 年 5 月まで

A社に昭和 48 年 9 月に入社し、同年 9 月から同年 11 月までB社の派遣社員として働いた。同年 12 月から 50 年 5 月までは、C社の派遣社員として働いたが、同年 6 月に同社の正式な社員として採用されたため、同年 5 月にA社を退職した。派遣元であるA社における厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人をA社に紹介した同僚の証言及びC社より提出された申立人の履歴書により、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「派遣業のほかに、取引先からD業などの業務を請け負い、それを個人事業主に委託することもあったため、申立人が、申立期間に社員として働いていたかどうかは、当時の資料が無いため不明である。」との回答をしている。

また、A社の元事業主は、「当時、雇用形態には二種類あった。一つは、正社員として厚生年金保険に加入。もう一つは、国民年金に加入する。どちらにするか選択できた。」と回答しており、当時の給与計算担当者も、「厚生年金保険に加入する人としらない人がいた。厚生年金保険加入の有無は面接の際に決めていたのではないか。」と回答している上、申立期間当時、同社の厚生年金保険に加入していた複数の同僚も同旨の回答をしていることから、同社に勤務していた者全員が厚生年金保険に加入していたものではなかったと推認される。

さらに、申立期間当時、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申

立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8453

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 59 年 3 月まで

申立期間は、A社（現在は、B社）でC職（D職）として勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

確かに勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、同社で保管している申立人の履歴書に記入されている入退社日のメモ及び申立人を記憶している社員の証言により、申立人は昭和 57 年 12 月 18 日から 59 年 4 月 18 日までの期間、A社に勤務していたと回答していることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の回答では、申立期間において、仕事内容がC職である正社員での採用者は厚生年金保険の被保険者資格取得届で確認できるが、申立人は見当たらないので厚生年金保険の届出は行っていないとしている上、申立人の雇用形態及び厚生年金保険料の控除については人事・賃金関係の資料が無いため不明としている。

また、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、整理番号は連番となっており欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8454（茨城厚生年金事案 582 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 30 日から 34 年 4 月 13 日まで  
申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申立てをしたが、平成 21 年 10 月 28 日付けで年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）から、あっせんは行わないとの通知を受けた。しかし、A社には申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者として認めてもらえないことに、納得がいかない。

当該期間について、新たな資料は何も無いが、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、A社及び同社B支店に係る事業所別被保険者名簿により、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 33 年 2 月 17 日に被保険者資格を喪失した者全員が、同日に同社において当該資格を再取得している記録が確認できるが、申立人については、32 年 11 月 30 日に同社B支店において被保険者資格を喪失し、34 年 4 月 13 日に同社において被保険者資格を取得しており、当該資格の取得日が、同社から提出された申立人に係る厚生年金保険加入台帳の記録と一致していることが確認できること、また、同社B支店に勤務していた複数の同僚から、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかったことなどから、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料を提出することなく、申立期間についてA社B支店に勤務していたとして再申立てをしているが、新たに確認できた同社B支店の複数の同僚からは、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる新たな関連資料及び周辺事情は見当たらず、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

派遣社員としてA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「派遣社員としてA社に勤務していた期間に支給された申立期間に係る賞与の記録が無い。」と申し立てているところ、事業主は、「申立人は派遣社員であり、派遣社員には賞与は支給していない。」としており、申立期間における申立人の賞与の支給が確認できない。

また、申立人が提出した平成 15 年 11 月 28 日から 16 年 2 月 26 日までの期間の普通預金通帳の控えに申立期間の賞与が入金された記録は見当たらない。

さらに、事業主は、「申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料等については、保存期間を過ぎているため無い。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8457（埼玉厚生年金事案 603 及び 6950 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 37 年 2 月 28 日まで  
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで  
年金事務所の記録では、申立期間に係る脱退手当金を受領したことになるが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。過去 2 回の審議では、申立てを認めてもらえなかったが、再度調査の上、脱退手当金の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金に係る申立てについては、i) 申立人の事業所別被保険者名簿において脱退手当金を支給した表示が確認できること、脱退手当金の支給金額に誤りが無いこと、支給決定日が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月後であることなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務手続に不自然さはないこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 21 年 2 月 20 日付け及び 24 年 6 月 6 日付けの 2 度にわたり、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな資料は無いが脱退手当金を受給した記憶が無いので、再度、調査の上、審議をしてほしい。」と申し立てているが、当該主張のみでは、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、申立人の事業所別被保険者名簿において脱退手当金を支給した表示が確認できるとともに、脱退手当金の支給金額に誤りが無いなど、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年頃から 54 年 3 月 1 日まで  
昭和 46 年又は 47 年頃に A 資格の免許を取得し、申立期間について B 社（現在は、C 社）に勤務していたにもかかわらず、被保険者記録が無いので、調査の上被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務期間などについて申立事業所に照会したが、保存期間経過により確認できる資料が無いため不明である旨の回答であった。

また、申立人の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録では、いずれも昭和 54 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同様の職種で勤務していたとする複数の同僚は、我々は、当初、厚生年金保険には加入せずに、各自国民年金や国民健康保険に加入していたが、昭和 54 年 3 月 1 日から会社として社会保険に加入することになったので、全員が同日に厚生年金保険に加入した旨の供述をしている上、上記同僚の一人から提出を受けた 53 年 12 月及び 54 年 1 月分の支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、上記同僚も、申立人と同様に昭和 54 年 3 月 1 日から雇用保険と厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8461

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

A社に勤務していた申立期間に係る賞与の記録が無いが、賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人に係る普通預金元帳により、平成15年12月については、給与の振込みは確認できるものの、賞与の振込みは確認できない。

また、申立人は賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管しておらず、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も関係資料を保存しておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8463

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで  
昭和 43 年 6 月 5 日にA社に入社し、46 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失するまでは継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたと申し立てているが、当該事業所における申立人に係る雇用保険の記録は確認できない上、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料控除等について確認をすることができず、申立期間当時に当該事業所に勤務していた同僚からも具体的な供述を得ることができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によれば、申立人の被保険者記録は、昭和 43 年 6 月 5 日から同年 10 月 1 日までを整理番号（健康保険証の番号）「\*」で、44 年 11 月 1 日から 46 年 1 月 1 日までを「\*」で管理されており、当該被保険者期間はオンライン記録と一致している上、整理番号「\*」で管理されている被保険者原票において、健康保険証が返納された記録が確認できる。

さらに、A社の被保険者原票において、申立期間に被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は無い上、記録訂正等の不自然な処理も見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8467（関東厚生年金事案 7738 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 43 年 12 月まで  
② 平成 13 年 4 月から 14 年 8 月まで

私が以前勤務したA社及びB社は社会保険に加入していたはずなのに、私の厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、社会保険への加入を条件に両社で働いていたので、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元事業主は、事業の終了時に関係書類等は廃棄したとしており、元事業主及び複数の従業員から申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得られなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠落も無い。

申立期間②について、申立人に係る雇用保険の記録により、当該期間の一部期間においてB社C工場に勤務していたことが確認できるものの、同社の当時の担当者は、申立人は「時給臨時」という勤務形態であり、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと述べており、同社が保管する平成 14 年 2 月以降の給与支給記録により、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できる上、当該給与支給記録の支給額は申立人が所持する預金通帳に記載されている給与振込額と一致する。

このほか、申立期間①及び②について、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料は無く、両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないことなどか

ら、既に当委員会の決定に基づく平成 25 年 9 月 4 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①に係る新たな資料として、A社における同僚 4 人の名前や愛称が記載された日記を提出しており、当該 4 人と思われる氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険の被保険者名簿で確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、元事業主及び同僚からは、申立期間①に係る申立人の給与からの厚生年金保険料控除について新たな供述は得られなかった。

また、申立期間②について、申立人は新たな資料及び事情は無いとしており、B社から新たな資料及び供述を得ることはできず、当該期間当時の同僚 6 人に照会を行い 1 人から回答が得られたが、申立人を記憶していなかった。

そのほか、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 1 日から 50 年 5 月 26 日まで  
国（厚生労働省）の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、申立期間当時に使用していた手帳及び病院の診察券を提出するので、第三者委員会で調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る閉鎖登記簿謄本及び昭和 48 年電話帳により、当該事業所は、申立人が主張している所在地に存在していたことが確認できるほか、申立人が保管していた手帳、納品書、申立人の改製原戸籍附票から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が主張するA社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していない上、申立人が氏名を記憶している事業主は既に他界しているほか、現在の事業所の所在地に照会したものの郵便物は届かず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時に通院していた病院の診察券を提出しており、当該診察券には、健康保険3割負担、本人の住所はC市D地区、保険証の記号は\*、番号は\*と記載されているところ、C市及び当該病院は、保険証の記号が「\*」の場合は、C市の国民健康保険の加入者であった可能性が考えられると回答している上、同市は申立期間当時の一部負担金は3割であると回答している。

さらに、申立人は12月分と書かれた給与明細書（年及び社名は確認で

きない。) 1枚を提出しており、当該明細書はA社のものであると主張しているが、申立期間前後の社会保険料率に照らし社会保険料控除額を検証したところ、当該明細書の厚生年金保険料及び健康保険料は、申立人が申立期間後に勤務したF事業所に係る標準報酬月額に見合う保険料額と一致していることが確認できる一方で、申立期間の保険料率では合致しないことから判断すると、当該給与明細書はF事業所のものであると推認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 2 月 11 日まで  
② 昭和 29 年 2 月 11 日から 37 年 1 月 31 日まで  
年金事務所の記録では、昭和 37 年 3 月 30 日に脱退手当金を受給した  
ことになっているが、私は、A 社を退職した時、会社から脱退手当金の  
制度の説明を聞いたことも無く、また、受給したことも無いので、厚生  
年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 3 月 30 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から同年 11 月まで  
② 昭和 56 年 9 月から 57 年 1 月まで  
③ 昭和 57 年 2 月から同年 3 月まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。4か月くらいB事務に従事して一旦退職後、数年後に再入社し、1か月くらいC事務に従事していた。当時、会社に年金手帳を提出して返却された記憶もあるので、調査し、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所における複数の同僚の氏名を記憶しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立事業所は、申立人に関する人事記録は保管されておらず、申立人の保険料控除については不明と回答している上、同僚28人に照会を行い15人から供述を得たが、申立人の保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、基本手当を受給している期間に申立事業所に勤務していたことは無い旨供述しているところ、雇用保険受給資格者証における雇用保険の給付記録により、申立期間①のうち昭和55年8月10日から同年11月7日までの期間及び申立期間②のうち56年10月23日から57年1月20日までの期間について、失業の認定を受け、同手当を受給していることが確認できる。

さらに、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない

上、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は見当たらず、申立期間①から③までを含む昭和55年2月1日から61年10月2日までの期間に申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を新たに取得した者に係る同被保険者原票の整理番号に欠番は無い。

なお、申立人は、申立事業所に年金手帳を提出して返却された記憶があるとしているが、申立人が提出した年金手帳には、申立事業所に係る記載は無い。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。